

### 第14回運営調整部会 会議録

会議の名称	第14回 運営調整部会
開催日時	平成21年1月20日(火) 18時00分から18時50分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)平副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、永瀬委員、浅羽委員 鈴木委員、三宅委員、吉澤委員、石井委員、伊田委員、 豊田委員
会議内容	1.(仮称)川口市自治基本条例(素案)について 2.条例の名称について 3.広報・PIチームからの提言について
会議資料	資料1 (仮称)川口市自治基本条例(素案) 資料2 運営調整部会資料 資料3 自治基本条例策定後の広報・PI活動への要望
発言内容	<p>運営調整部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は7時から策定委員会が予定されている。</li> <li>・(仮称)川口市自治基本条例(素案)について、前回の運営調整部会です承を受けたが、前文を中心に修正があった場合、正副委員長に一任していただくことになっていた。先立って開かれた各検討部会において、数か所指摘があり、お手元の修正案の通り修正することになった。</li> </ul> <p>修正案に対する委員からの質問・意見について</p> <p>16条の2に「市民の意見を聴取し」とあるが、これは公聴会などの公の場で市民が意見を表明することであり、それはまさしく市民参加そのものである。しかし、ここでは「市民の意見を聴取」することは「市民参加を推進するためのもの」である、と表記されているので、意見表明以上の市政参加、すなわち政策立案や意思決定を議員とともに市民ができるような解釈が成り立ってしまうが、それはよいのか。</p> <p>条例の制定など、なんらかの法形式を伴う決定では、地方自治法で手続きが定められており、その枠外での決定は不可能である。市民が意思表明以上の市政参加をできるような含みをもっている可能性はあるが、実際には、シャットアウトされる。</p> <p>「参加を推進する」という文言は、指摘のような解釈もできるが、意見聴取という手続きを踏むことで、市民の方に市政運営に積極的に関心を</p>

もつように働きかける、という意味合いももつ。(以上、起草委員長)

市政運営に関心をもつ、というのは意見表明するよりも前のレベルの話であろう。意思決定は法的に無理だとしても、意見表明よりは踏み込んだ参加ということで、つまりは政策立案に市民が関わるという解釈しか成り立たないのではないか。

意見表明には、副次的に様々な作用があると考えられる。市政運営に非常に関心をもっている市民が議会で発言をする機会があった、とか、議員に直接意見を表明した、という事例を聞いた別の市民が、そのような手続きの存在を知り、連鎖的に関心をもつということもあるのではないか。議会が積極的に市民の意見を聞く意思があるということが市民の方に浸透すれば、波及効果を及ぼすこともあるということだ。

この規定は、ある市民が意思表示をした後にどうなるのか、というだけでなく、まったく関心をもっていない市民も想定に入れている。

(以上、起草委員長)

#### 運営調整部会長

確かに、意思決定に参加することは無理だが、市政運営に対して意識のある方から意識のない方への波及効果ということ以上のことを他にも読み取れる。それは、こういった規定ができたことにより、私たち議員は、市民の意見を聞く機会をより多く、つくろう、つくらなければならない、となるということだ。

現在、議会では改革小委員会というものがあるが、そういったところで議題として市民の意見をとりあげるといったことにも繋がるのではないかと考えられる。

意見聴取以外のものとなるとどういったものがあるのか。

意見聴取が市政参加ではないと読んだ方からすると、それ以上となると政策立案などがありうる。この規定は「議会」に記載されているので、議会としてそれ以上の市民の市政参加を受け入れているようにも解釈できるので、そのような深いレベルでの市政参加を希望する方に対して対応をどうするのか。

#### 運営調整部会長

議会で、市民による審議会を作るべきだという話になるということか。

人によってはそのように解釈するのではないか。

現在の議会改革の流れの中では、公聴人制度・参考人制度など議会がきちんと市民に説明する制度や、議会が専門家を集める形で市民の意見を収集するという形態もでてきているので、そのようなことも含めて、この条文では前向きに開かれた議会を目指すという意味を示している。これを悪用するという事は考えづらい。

具体的な制度を市民が要求するという事になれば、市民の意見を聴取する、というところをどう読み込んでいくか、という話になる。

推進を目指して市民の意見を聴取する、という意味なので、議会の意思決定手続きに参加したい、審議会に参加したい、などの具体的な要求は、「市政への参加を推進するため」という文言ではなく、「聴取する」という文言から読み取るものだ。

推進はあくまで目的であり、必ず行わなければならないのは手段である聴取である。(以上、起草委員長)

自分の意見が公の場で取り上げられ得ると読み取れる以上、そのように読む人がいる。

これが市政参加の入り口だとすると、意見表明よりより深い市政参加ができるという解釈が成立しうる。読み方が違うならば、こうした解釈に対して、議員はどのように答えるのか、その答や説明を用意しておいた方がいいのではないか。

議会として、どのような市政参加を目指すかが問われるのではないだろうか。

#### 運営調整部会長

自治基本条例が策定された段階になってから、どのように開かれた議会にしていくかを議会の改革小委員会で検討していくことになるだろう。

たとえば、情報公開の条文では公開してはならないことについて何も記載がなく、情報公開に制限がないという解釈も可能だ。しかし、実際にはそうではない。その場合は市側の説明責任があり、この条例はこう読むのだと説明する必要がある。

同様に、指摘の件についても、議会・議員が市民の方の解釈に対して、どのように説明をするかを考える必要があり、それはまさに今後の課題である。(起草委員長)

運営調整部会長

他になければ、素案については、この後の策定委員会全体会議に諮りたい。

条例の名称について

運営調整部会長

条例の名称については、全体会での投票により決定することになる。

広報P Iチームからの提言について

広報P Iチーム

広報P Iチームの議論を、条例策定後の、広報P I活動の「要望」という形でまとめている。

自治基本条例は制定後の運用が非常に大切だと思うが、市民の関心を高めていく広報P I活動の継続も非常に大切である。策定した条例を市民に幅広く根付かせていくという地道な努力が重要であるということで、これから設置される運用推進委員会には、行政と連動した積極的な広報P I活動が期待される。

具体的には、運用推進委員会への「要望」ということで、述べているが、ポイントは「年度計画を策定」「市民や市と協力して広報P I活動を行う」「未来を担う子供たちを重視した広報P I活動」の3つである。

「年度計画を策定」では、予算要求時期も考えながら、次年度の計画を策定することを要望する。広報P I活動は時間がかかるため、毎年きちんと行っていくべきだ。

「市民や市と協力して広報P I活動を行う」では、市民団体と市で協働しながら、例えば出前講座、市民大学、ワークショップ等を開催することを要望する。その際のツールとして、パワーポイントやビデオなど、広報P I用の映像媒体を作成し、活用する。また、市民参加条例や、協働推進条例、市民投票条例などについても、運用推進委員会の広報P I活動として重要ではないかと考える。

「未来を担う子供たちを重視した広報P I活動」では、小中高の学習に、「自治」を盛り込むような活動を、教育委員会と連携して組織的に展開してほしい。そして、小中高の社会科の先生に対する説明会を実施するなど、親の関心を強めるようなことを展開してほしい。最近の子供たちは「皆で」というと、「自分以外の皆」と解釈することが多いらしいが、子どもたちが「まちは私がつくるもの」について考えるようにしてほしい。

具体的には、副読本を作成し、内容をわかりやすく子供たちに伝えたり、作文、絵画コンクールなど親を巻き込んだ形態で広報を行うことが考えられる。

運用推進委員会におかれては、従来の手法にこだわらない新しい活動を期待する。

次に、運用推進委員会が立ち上がるまでの最低半年間の、行政への要望である。

市民を巻き込んで、積極的に取り組むことを切望する。

条例の手引書は6月ごろに配布される予定であると聞いている。市民の意見に耳を傾けていただき、地縁団体・市民団体との協働による広報P I活動の積極的推進を行政側に要望したい。

例えば、まず、自治基本条例の施行記念フォーラムをタイムリーにできないだろうか。今いる策定委員をボランティアとして活用する方法もあるのではないか。広報かわぐちやホームページを使用して、親しみやすく、市民の生活に身近なものにどうつながるか、今後どう変わっていくかをわかりやすく伝える努力を要望する。

また、転入者に対して、自治基本条例の手引書をきちんと配布すること、イベントを通じた条例の周知、宣誓文で活用できないかを、行政への要望としている。

これらの要望を前向きに検討してもらいたい。

(以上、広報・P Iチーム)

運営調整部会長

以上についてご意見はあるか。

行政への要望というところで、できれば全ての職員が自治基本条例についてきちんと理解することができるよう、自治基本条例について説明する機会を作ってもらいたい。例えば、研修の中に自治基本条例の説明を入れるなどだ。

自治基本条例の施行記念フォーラムは、昨年9月に行った市民フォーラムでも多くの方が来たので、その方々への報告も兼ねて開催してはどうか。

行政側が考えている広報計画について、現在わかる範囲で教えていただきたい。

当初予算要求をしたという話であり決定ではないが、新年度に全戸配布できるように自治基本条例の概要版を作って、配布したい。また、各地域に出向いて説明会を開くことを検討している。フォーラムについては、現時点では予算要求はしていない。(事務局)

運営調整部会長

この点については、今日決めることということではなく、提言をもとに運営調整部会の中で運用推進委員会のあり方を議論しなければならない。広報PIチームからの要望も合わせて皆さんで議論していきたい。

フォーラムについては、知恵を絞れば金をかけない方法はいろいろと考えられるので、ぜひ前向きに検討してもらいたい。

今後、運用推進委員会については、検討部会でも議論しそれを調整していくのか。

運営調整部会長

そうである。

今後のスケジュールについて

- ・この後の全体会で承認が得られたら、市長に条例素案についての第一次答申を出す予定である。日時は1月28日(水)を予定している。策定委員会の正副委員長から直接、条例の素案について原文を答申していただく。
- ・各部会に検討をお願いしている条例素案の手引きに平委員の意見などを加筆したい。また、今月中に各検討部会で意見を取りまとめられ、2月上旬に起草委員会で検討したい。
- ・2月中旬に運営調整部会を開催して、起草委員会で出来上がった条例

	<p>素案の手引きを諮り、決定していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用推進委員会については、運営調整部会が出した基本的な案を各検討部会で検討後、2月中旬の運営調整部会で協議して構成や役割、あり方を取りまとめてもらいたい。</li> <li>・3月に全体会を開催して、条例素案の手引きや運用推進委員会のあり方、P Iのあり方について提言いただき、その提言を第二次答申として市長に提出したい。(以上、事務局)</li> </ul> <p>運営調整部会長</p> <p>2月12日(木)と3月10日(火)の18:30のスケジュールでよろしいか。</p> <p>素案については、順調に行けば今日確定されて答申となり、2月12日には手引きの確定を目指すということでよいか。(起草委員長)</p> <p>そうである。運用推進委員会のあり方の方針も12日までにまとめればその日に了承してもらうことになる。3月10日は、手引きの完成版と運用推進委員会のあり方の提言書、また、条例案を最終的に諮ることになる。(事務局)</p> <p>運営調整部会の日程が1か月空くというのは議会のスケジュールとの関連か。(起草委員長)</p> <p>議会への上程に時間がかかるのでこのようなスケジュールとなる。 (事務局)</p> <p>議会の承認はいつごろか。</p> <p>3月3日の開会日に市長提出議案として提案され、18日に常任委員会で審議され、25日の閉会日の本会議で、議決をすることになる。(事務局)</p> <p>運営調整部会長</p> <p>以上で第14回運営調整部会を閉会する</p>
次回以降日程	次回 2月12日 午後6時30分から